

# 民事裁判のIT化と デジタル証拠の取扱い

田辺総合法律事務所  
弁護士 吉峯耕平

1

## 参考資料

### 民事裁判手続等IT化研究会報告書

<https://www.shojihomu.or.jp/documents/10448/6839369/民事裁判手続等IT化研究会報告書.pdf>

### 法制審議会 部会資料6

<http://www.moj.go.jp/content/001331327.pdf>

#### ①新証拠方法「電子文書」の導入

①-a 「電子文書」の定義と電磁的記録

①-b 書証（文書）に準じた規律

#### ②電子文書は複製で提出可（原本提出主義を不採用）

②-a 「原電子文書」の概念

#### ③文書の「写し」のデータ提出

2

1. デジタル証拠と電子文書
2. 現行法における原本
3. 電子文書の〈原本〉と完全性
4. 証明力審査と真正の推定

3

## デジタル証拠の定義

**デジタル証拠** = デジタルデータによって  
組成された証拠※

### デジタルデータ

= 有限桁の0と1の羅列

0110010101110110011  
0100101100100011001  
0101101110011000110  
1100101010001010111  
0110011010010110010  
0011001010110111001  
10001101100101……

## デジタル証拠の例

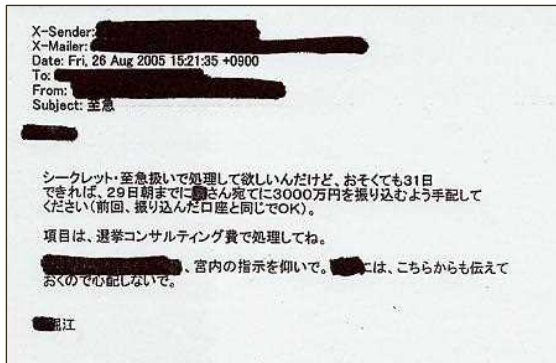
### デジタルデータ自体 (電子文書)

010001100110111  
101110010011001  
010001100110111  
101110010011001

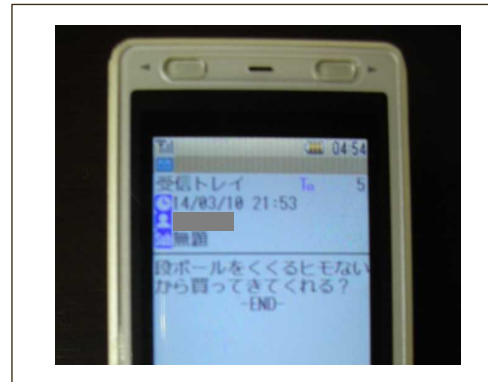
### 記録媒体 例：メモリカード



### メールをプリントアウト



### 携帯の画面を接写



## デジタルデータとは？

### テキスト

evidence

### コンピュータ内部では

01100101011101100110100101100100  
01100101011011100110001101100101

2進数で64桁  
64ビット  
=8バイト

16進数表記： 65 76 69 64 65 6E 63 65

10進数表記： 731京1146兆9250億0195万8245  
(7,311,146,925,001,958,245)

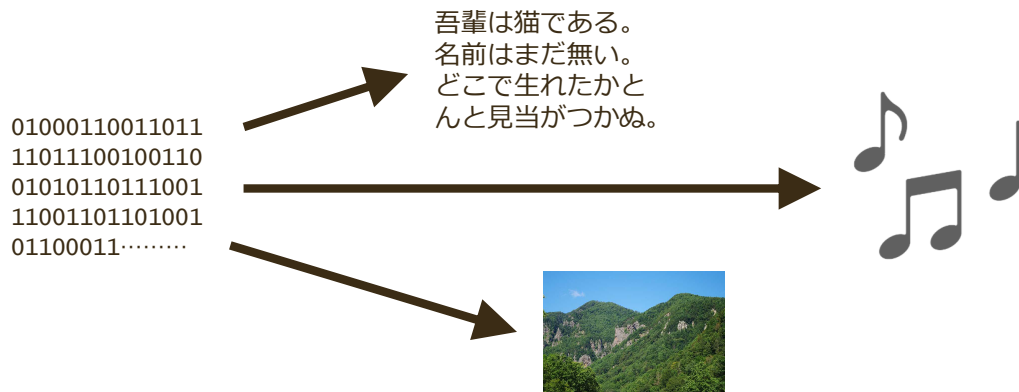
## デジタル証拠の本質的要素

① 1と0の数字の羅列

② 符号化 (Coding) ルール



一種の社会的合意



7

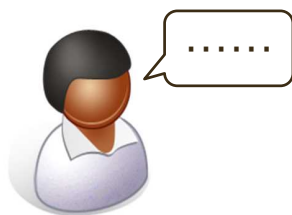
## 裁判で使われる証拠のおおまかな分類



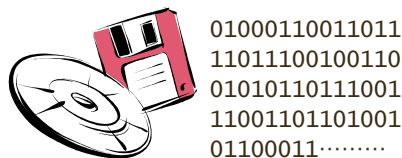
モノ



書面



ヒト



データ

8

## デジタルデータ自体を「証拠」と構成できるか？

証拠は、一般的にはこのように**裁判官が判決の基礎を確定するための資料を獲得する訴訟上の手段方法**であるが、個々の際には種々の意味に用いられる。即ち

①有形的には、裁判所に置いて認定資料を獲得するために取調べの対象となる**有形物**を指し、

②無形的にはその取調べによって裁判所の感得した資料をいい、更に③結果的には、裁判官が認定するに至った原因を意味する。

兼子一『新修民事訴訟法体系』（酒井書店、1956）239頁



9

## 訴訟法に規定された証拠方法の借用



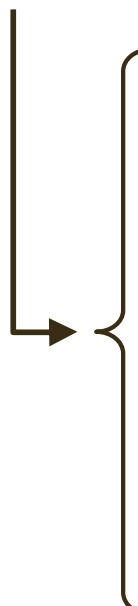
10

## 「新種証拠」磁気ディスク等の法的性質

	書証説	検証説	新書証説	新検証説
証拠調べの対象	記録媒体	記録媒体	プリントアウト (生成文書)	記録媒体/ プリントアウト (独立文書)
証拠調べ 手続	書証	検証	書証	検証/書証
着眼点	思想内容を記録・表示するという媒体の機能を重視	見読性がないという磁気ディスク等の性質を重視	見読性がない以上書証とはいえないとの書証説への批判に対応	磁気ディスク等とプリントアウトを双方別のものとして原本性を認める
説明	磁気ディスク等それ自体が思想的意味を保存・伝達する文書であり、磁気ディスク上のデータをプリントアウトすることにより見読可能な状態になることから、その内容を証拠資料とする証拠調べは書証の手続による	磁気ディスク等は記録内容をそのままでは見読することができないから文書とはいえず、形式的証拠力を裁判官によって判断できない以上、媒体の形状等を検証によって認識するほかない	磁気ディスク等の機能・存在形態・利用目的を考慮し、情報媒体を可能文書、プリントアウトした文書を生成文書と呼び、生成文書が原本であり、これを書証の手続により証拠調べをすべき	情報媒体自体及び媒体上のデータの証拠調べは検証により、プリントアウトした文書はそれ自体独立した原本（独立文書）として書証の手続による

## デジタル証拠の提出方法（現行法）

### デジタルデータ自体は提出できない

- 
- ① **記録媒体**（準文書、検証）
  - ② **プリントアウト**（文書）  
単純なプリントアウト  
プリントアウトが添付された報告書等
  - ③ **鑑定書**（鑑定、私鑑定）

## 現行法の「文書」の定義と2つの準文書

### 文書の要件

- ①文字又はこれに代わる符号（可読性）
- ②思想を表現（思想性）
- ③有体物

		可読性	
		あり	なし
思想性	あり	<b>文書</b> 例：契約書	<b>非可読型準文書</b> 例：メール、契約書データ
	なし	<b>非思想型準文書</b> 例：フィルム写真、設計図	<b>非思想・非可読型準文書</b> 例：デジタル写真、設計データ

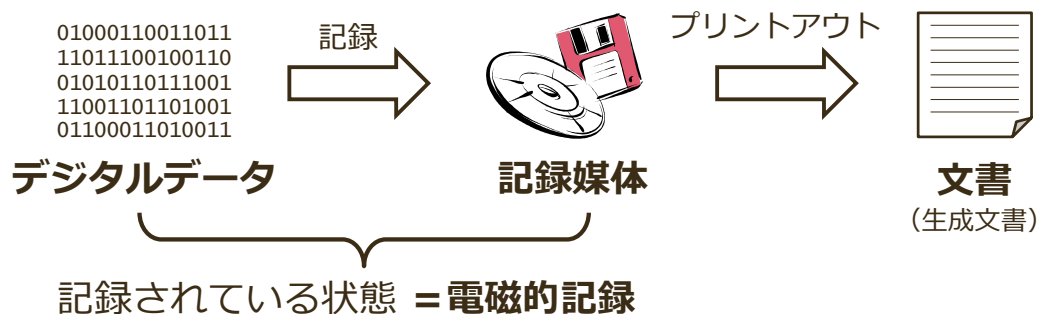
13

## 電磁的記録とデジタルデータ

### 電磁的記録（刑法7条の2など）

「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」

電磁的記録とは、一定の**記録媒体の上に情報あるいはデータが記録、保存されている状態を表す概念**であって、情報あるいはデータそれ自体や記録（記憶）媒体そのものを意味するものではない。  
 法務大臣官房審議官 米澤慶治編『刑法等一部改正法の解説』（昭和63年、立花書房）61頁



14

# 「電子文書」 (法制審) と電磁的記録

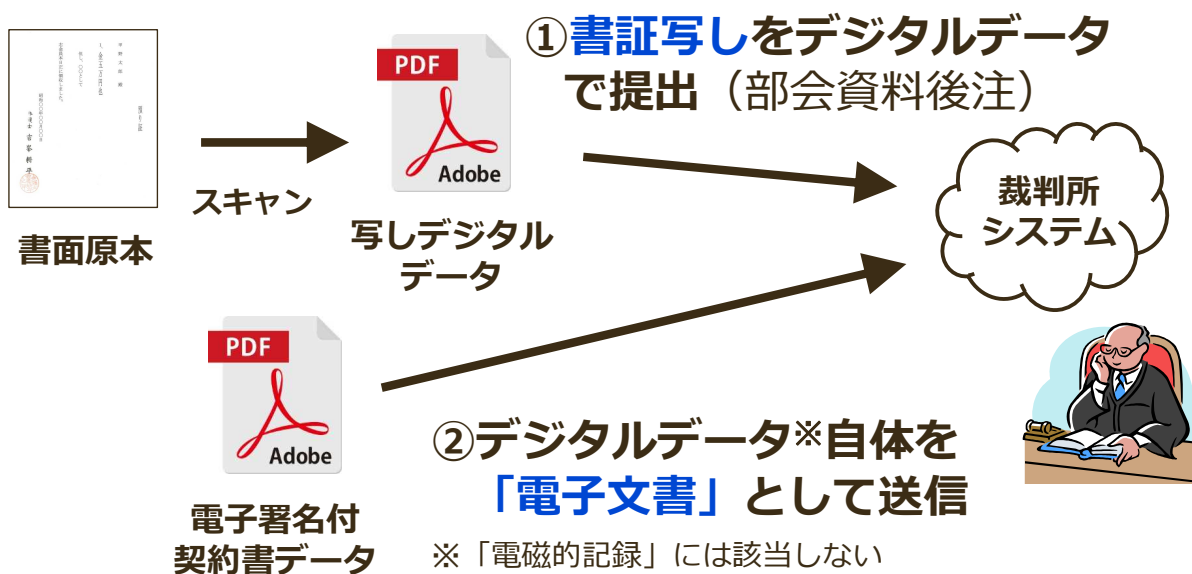
## 電子文書の定義

1 電子文書の証拠調べ  
**電磁的記録……であって情報を表すために作成されたもの** (以下「**電子文書**」という。) の証拠調べについて、書証に準じた規律を設けることとしては、どうか。

## 電子文書を独自の証拠方法に

印刷物や記録媒体を文書又は準文書と捉えることを介さず直せつに、**電子文書そのものを書証と同様の証拠調べの目的とし**、コンピュータを使用してディスプレイに表示したものを閲読する方法により取り調べることができることとするなど、電子文書の証拠調べについて、**書証に準じた規律を設ける**こととしては、どうか。

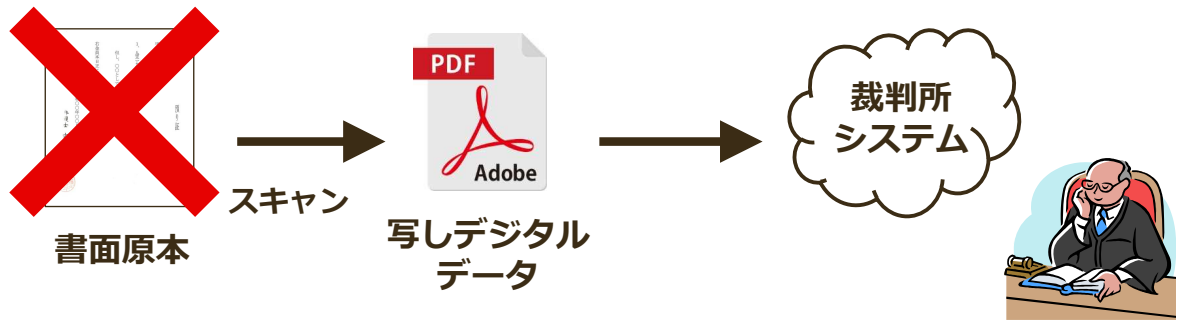
## 文書写しの提出と電子文書の違い



最も要証事実に近い<原本>が、書面・デジタルデータのいずれなのかを明確にする必要がある



## 「写しを原本として提出」型の電子文書

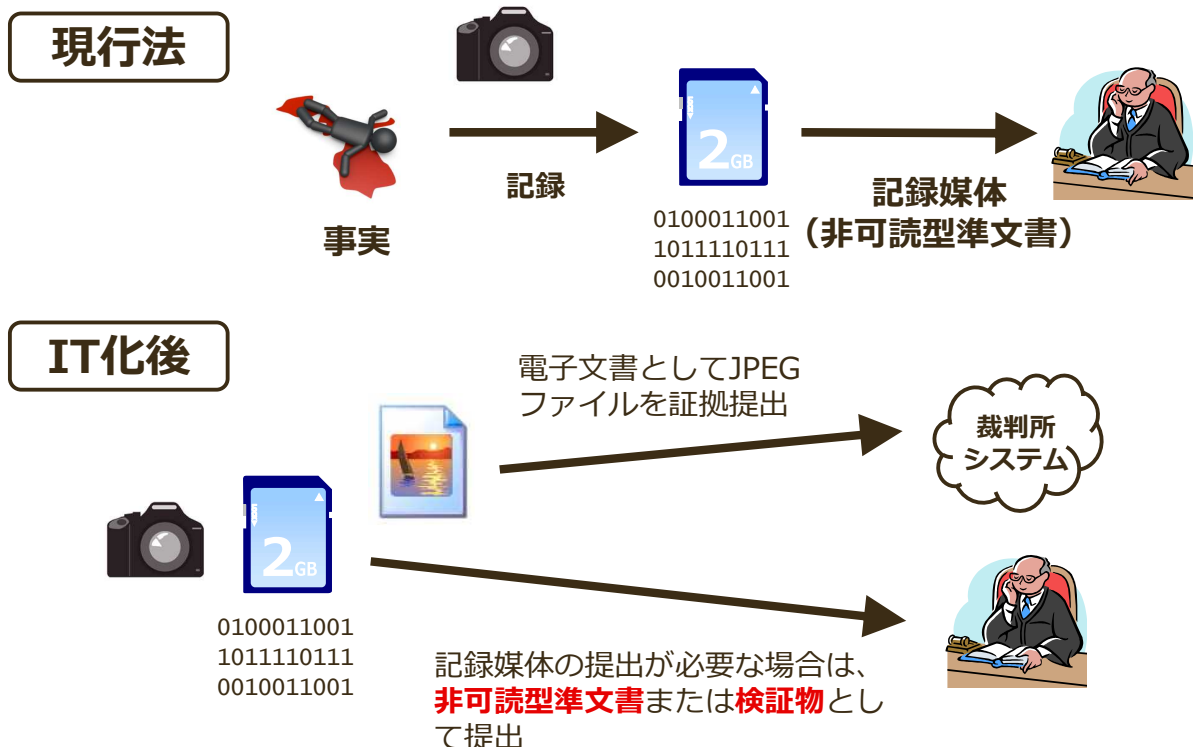


- 契約書等の書面原本が滅失したが、その写しデータ（PDF等）のみが残っている場合
- この場合、PDFデータは原本（これにより滅失した書面の存在・内容を推認）

⇒ 書証の写しデータの提出ではなく  
電子文書の提出

17

## 記録媒体を提出する場合

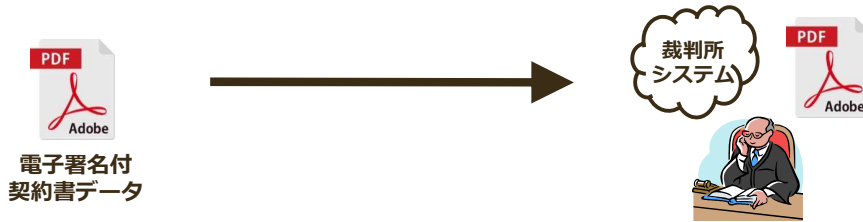


18

## 電子書証・電子文書の概念の整理

**電子文書：デジタルデータ自体を対象とする証拠方法**

新しい証拠方法として位置づけ、「電磁的記録」（記録媒体との結合を前提）、  
「準文書」（書証の借用概念）とは別の概念として把握する必要がある



	従来型書証・文書	デジタルデータ
証拠調べ	書証	電子書証 (仮)
証拠方法	文書 例：紙の契約書	電子文書 例：メール、電子署名付契約書データ
	準文書※ 例：フィルム写真、紙の設計図	準電子文書 (仮) 例：デジタル写真、設計図データ

※思想を要素としない「準文書」（非思想型準文書）

1. デジタル証拠と電子書証
2. 現行法における原本
3. 電子文書の〈原本〉と完全性
4. 証明力審査と真正の推定

## 文書の原本を要求する条文（原本提出主義）

### 旧民事訴訟法

第三百二十二条 文書ノ提出又ハ送付ハ**原本、正本又ハ認証アル謄本ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス**

裁判所ハ前項ノ規定ニ拘ラス原本ノ提出ヲ命シ又ハ送付ヲ為サシムルコトヲ得

裁判所ハ当事者ヲシテ其ノ引用シタル文書ノ謄本又ハ抄本ヲ提出セシムルコトヲ得

### 現行民事訴訟規則

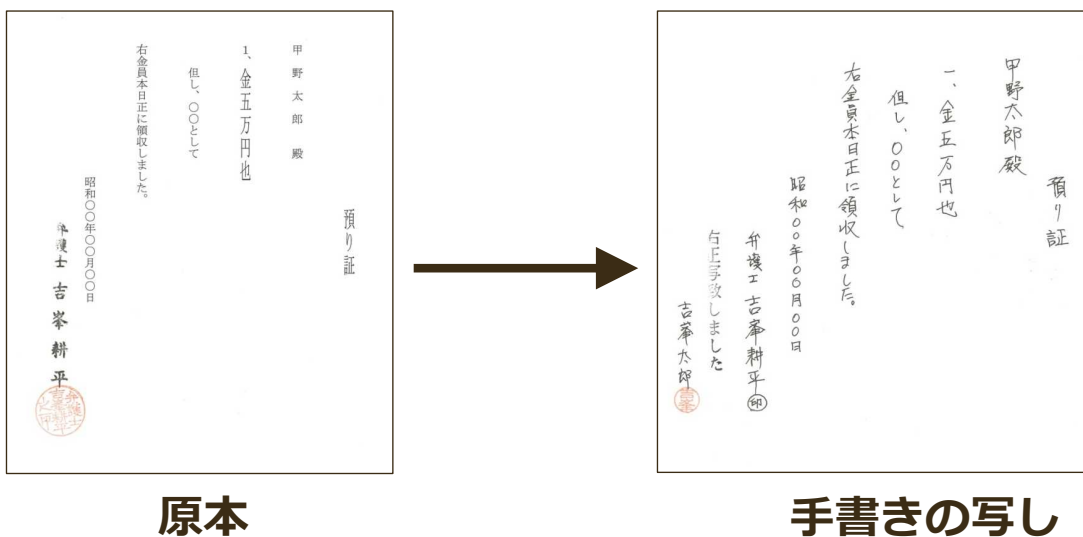
（文書の提出等の方法）

第一百四十三条 文書の提出又は送付は、**原本、正本又は認証のある謄本でなければならない。**

2 裁判所は、前項の規定にかかわらず、原本の提出を命じ、又は送付をさせることができる。

21

## 旧民訴法成立時の「謄本」



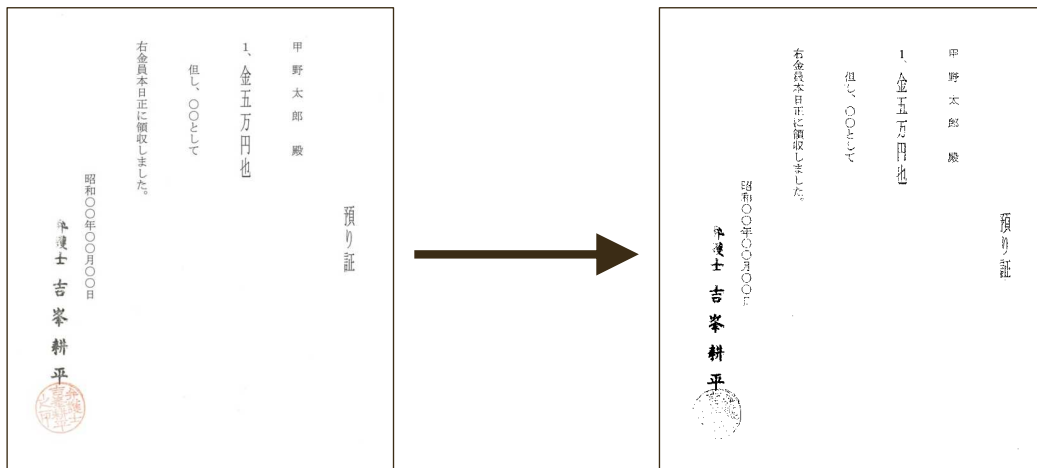
原本

手書きの写し

旧民訴法立法時は  
「謄本」は手書きで  
作成する写しを想定

22

## 写真コピーの登場



原本

ほぼ正確な写しが  
作成可能に

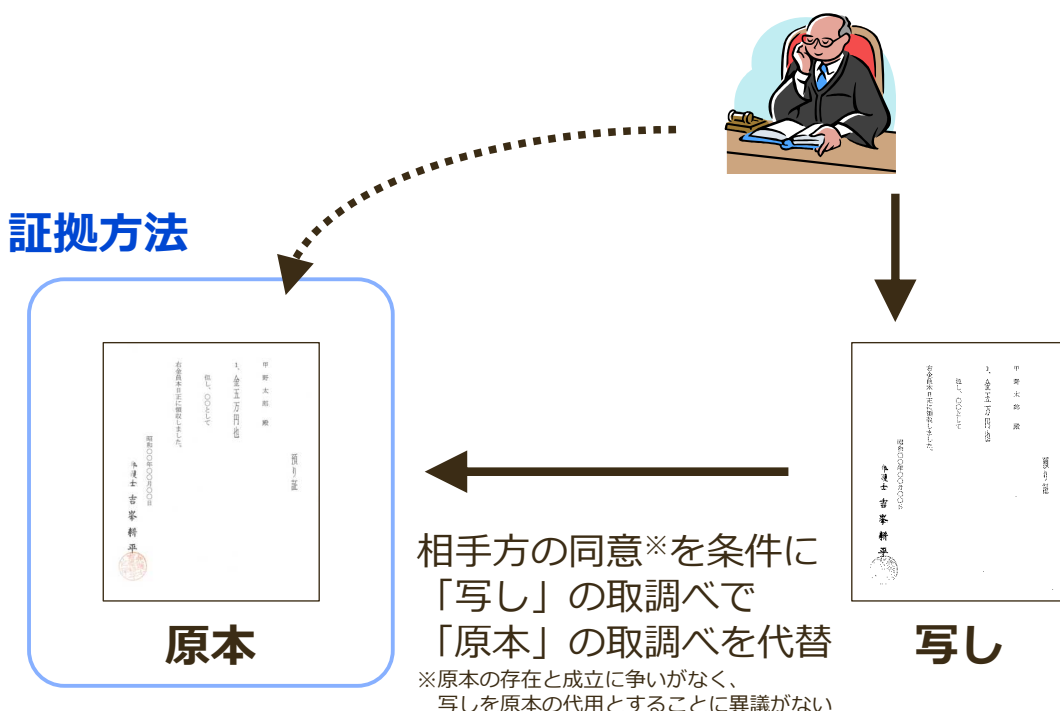
写真コピー



再現性が向上する半面、改竄のリスク  
コピーで保存されない原本の物理的特質の重視

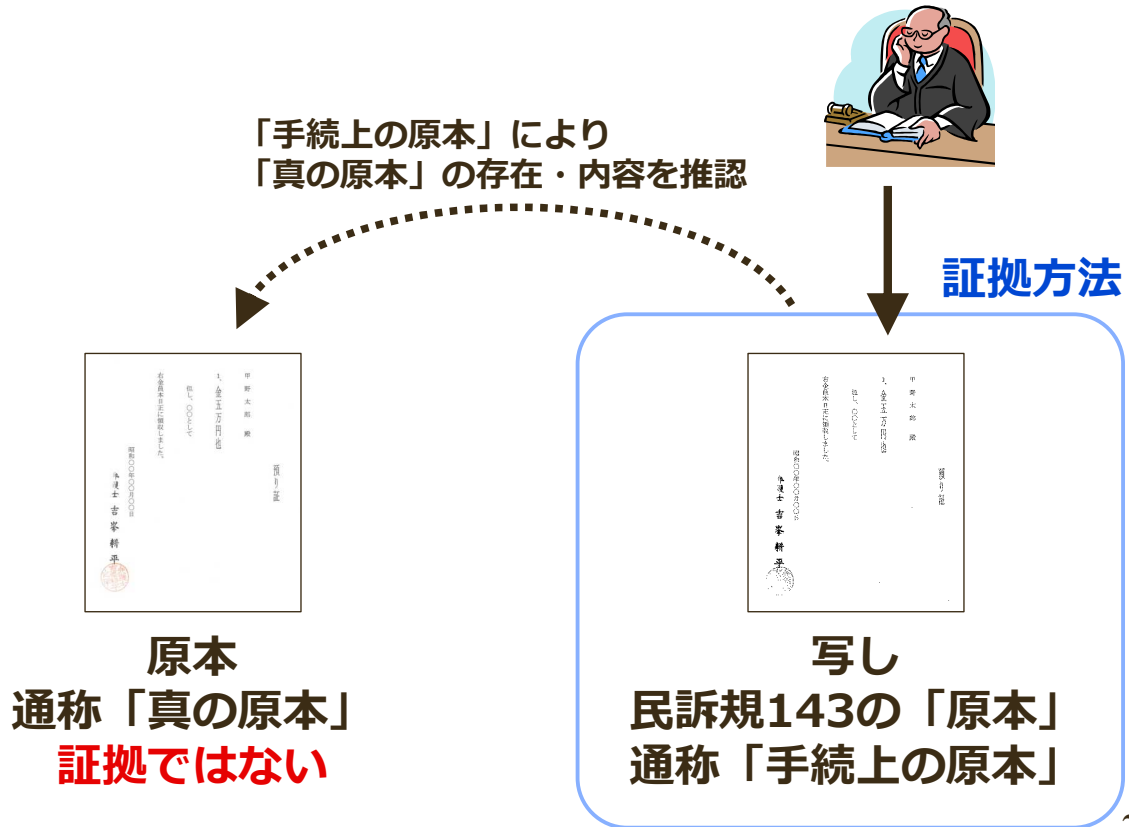
23

## 例外①：「原本の代わりに写しを提出」



24

## 例外②：「写しを原本として提出」



25

## 両者の区別（証拠説明書の書き方）

実務上「原本に代えて写しを提出」が用いられることは少ない※1

「原本に代えて写しを提出」は「**（写し）**」

「写しを原本として提出」は「**写し**」と記載して区別する※2

### 「写しを原本として提出」の例

号証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲1	預り証	<b>写し</b>	昭和〇〇年 〇〇月〇〇日	弁護士吉峯耕平	吉峯弁護士が甲野 から5万円を預っ たこと

※1 伊藤滋夫「書証に関する二、三の問題（下）」判タ755号51頁（54頁）

※2 裁判所職員総合研修所監修『民事実務講義案I（四訂版）』147頁～（ただし、書証目録について）、岡山弁護士会民事委員会編著『Q&A証拠説明書・陳述書の実務』48頁

26

# プリントアウトは「原本」か「写し」か

## 実務は「写しを原本として提出」と理解

(=プリントアウトは原本)

0100011001  
1011110111  
0010011001  
0100011001  
1011110111  
0010011001

真の原本



規則143条の「原本」  
(手続上の原本)

## 「原本に代えて写し提出」と理解する説※もあり

(=プリントアウトは写し)

0100011001  
1011110111  
0010011001  
0100011001  
1011110111  
0010011001

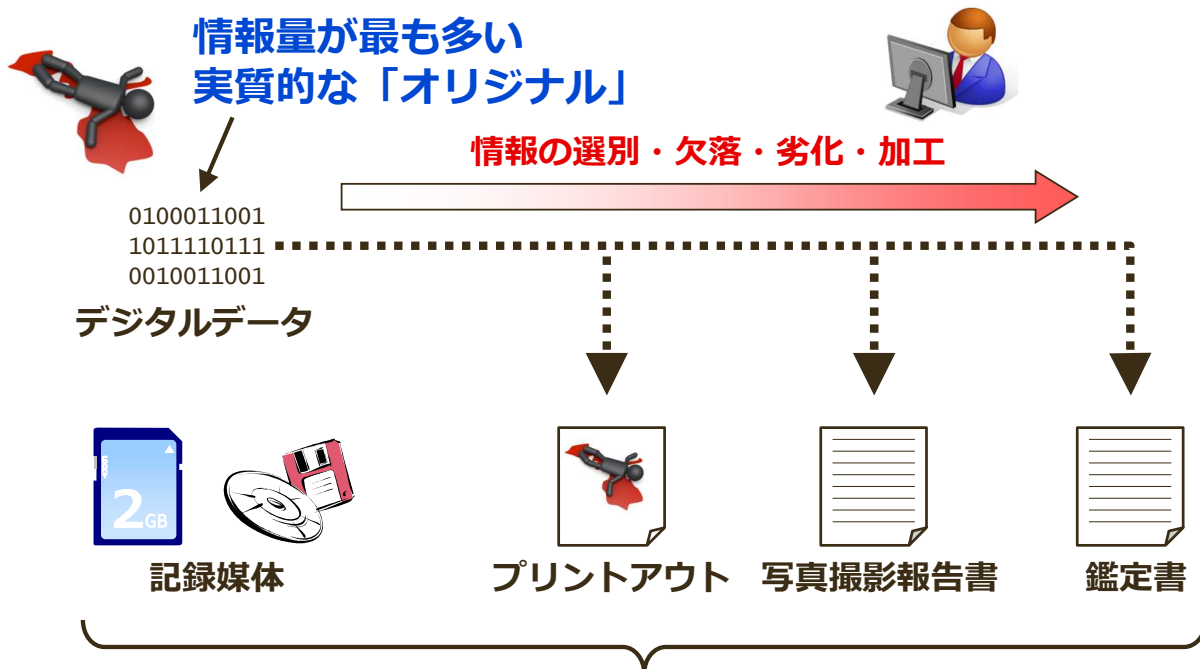
原本



写し

※ 町村ほか編『電子証拠の理論と実務 収集・保全・立証』171頁（櫻庭信之） 27

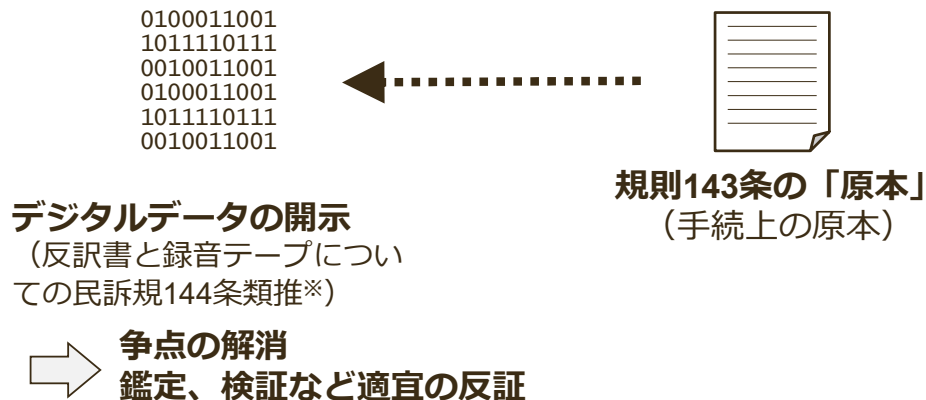
# デジタル証拠の「原本」と「写し」



手続上はこれら有体物が  
形式的な「原本」として扱われる

## デジタルデータに遡る手続保障

プリントアウトを原本と理解すると、実質的な原本（オリジナル）たるデジタルデータについての手続保障を考慮する必要がある



※ 高橋ほかQ&A169頁、高橋宏志『重点講義民事訴訟法下〔第2版補訂版〕』  
220 頁

29

1. デジタル証拠と電子書証
2. 現行法における原本
- 3. 電子文書の〈原本〉と完全性**
4. 証明力審査と真正の推定

30

## 法制審資料：「原電子文書」と「複製」

### 原本提出主義（規則143条）は取らない

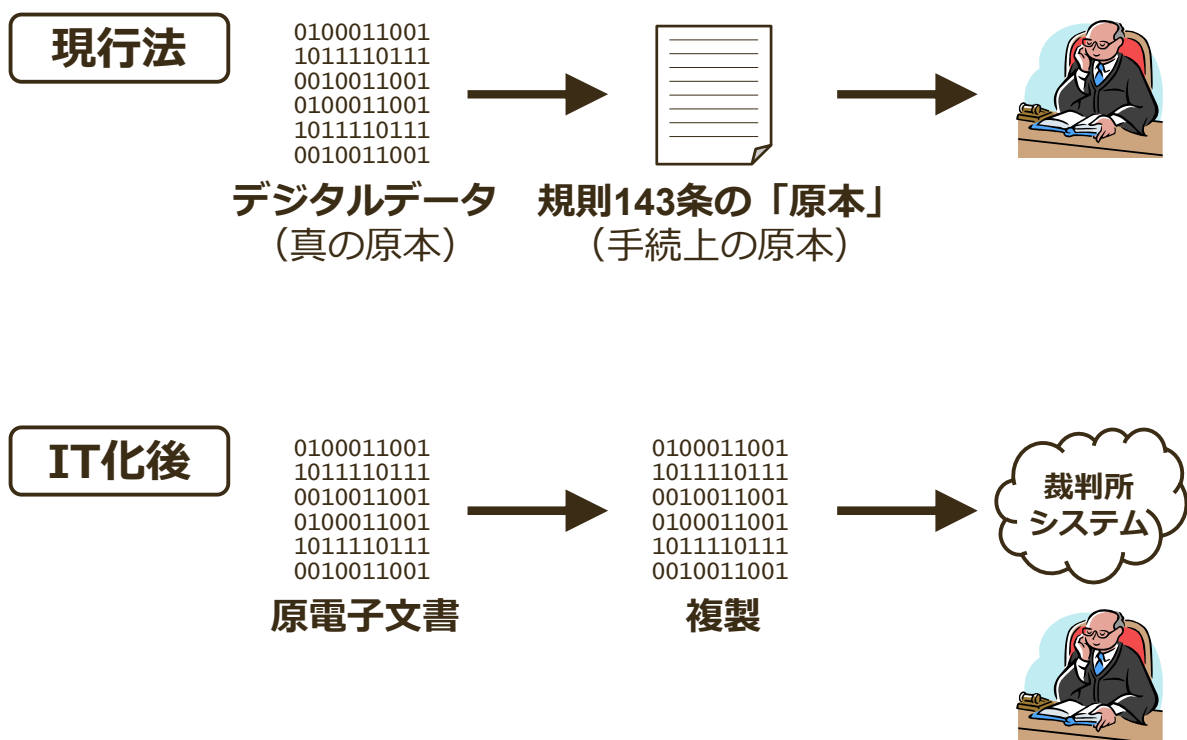
電子文書の提出又は送付は、当該電子文書又はこれを電磁的方法により複製したものであることができる。

### 原電子文書の定義

電子文書については、可動性の低い記録媒体に記録されている場合や、電磁的方法により複製されたもののみが存在する場合がままあることから、**厳格な意味で文書における原本に相当すると考えられる電子文書**（以下「**原電子文書**」という。）を提出することが困難な場合も少なくないと考えられ、裁判所に提出される電子文書の多くは、原電子文書ではなく、電子文書を電磁的方法により**複製**したものになると思われる。

31

## 現行「写しを原本として提出」とIT化



32



## 「原本」 (or 原電子文書) の二つの問題設定

- 自由心証による証明力評価の前に、一定の種類の証拠 (写し) を排除すべきか
- 一定の類型に証拠 (原本 or 写し) であることを、自由心証の中でどう評価するか

(自由心証主義)

**第247条** 裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する。

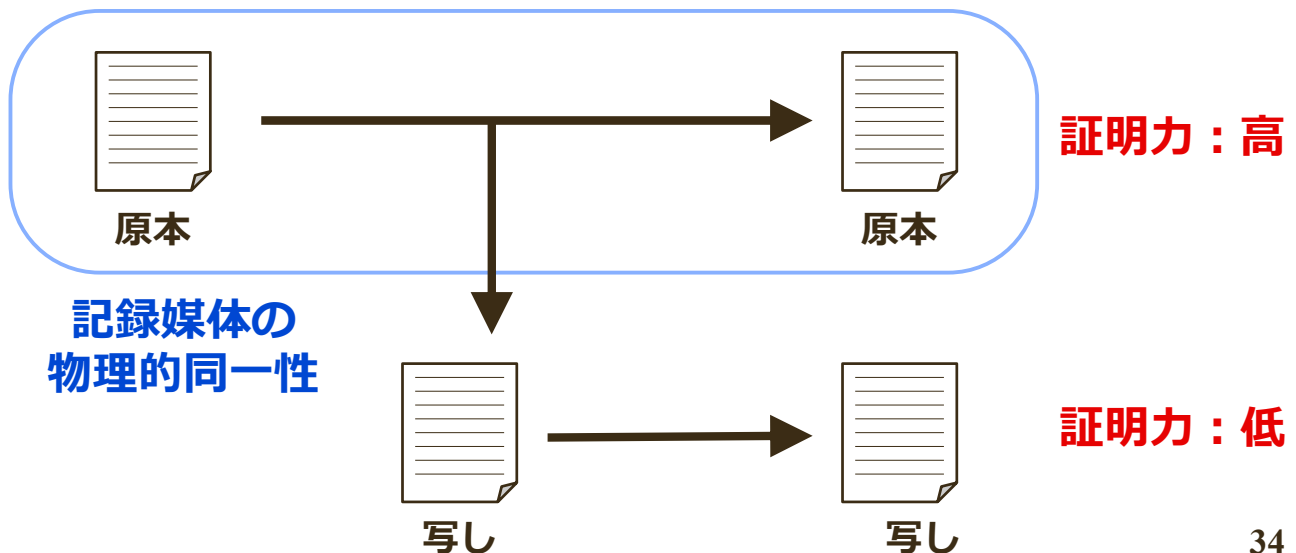
証明力は程度問題だが、その中で真正性はあるかないかの問題

33

## 紙の文書の「原本」：定義と機能

**原本**

= 「一定の思想を表現するという目的の下に、最初に、かつ、確定的に作成された文書」



34

# デジタルデータの〈原本〉

オリジナルデータ  
(原電子文書)

0100011001  
1011110111  
0010011001  
0100011001  
1011110111  
0010011001



1100011001  
1011110111  
0010011001  
0100011001  
1011110111  
0010011001



コピー

0100011001  
1011110111  
0010011001  
0100011001  
1011110111  
0010011001



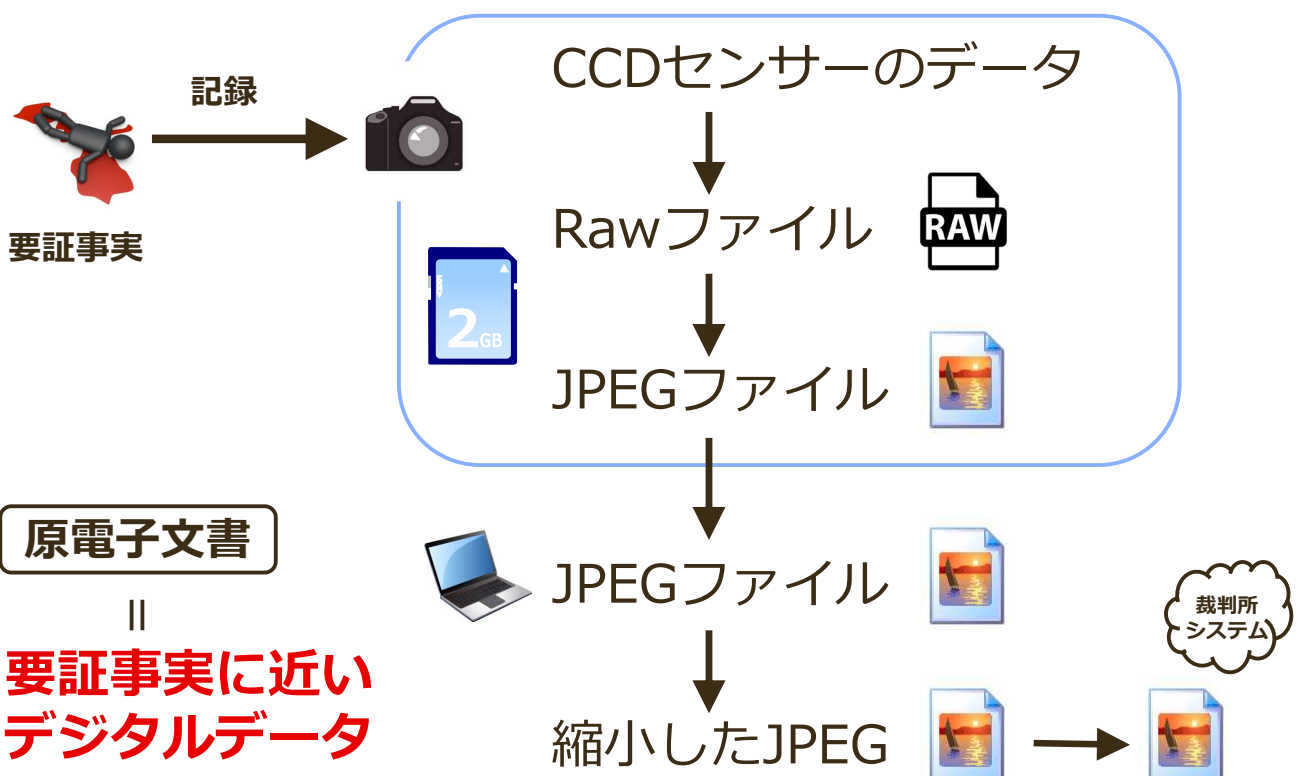
0100011001  
1011110111  
0010011001  
0100011001  
1011110111  
0010011001



デジタルデータのコピーは全く同じ情報を保持 (完全一致性)

⇒ 証明力は、記録媒体の物理的同一性 (原本性) ではなく  
デジタルデータの論理的同一性によって決まる

# 原電子文書 (「原本」に相当) の概念



## 成立の真正

(文書の成立)

第228条 文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。

**証明力** { **形式的証明力** (成立の真正)  
**実質的証明力**

**証明力**は程度問題

証明力の中で真正性はあるかないかの問題

37

## デジタル証拠と完全性

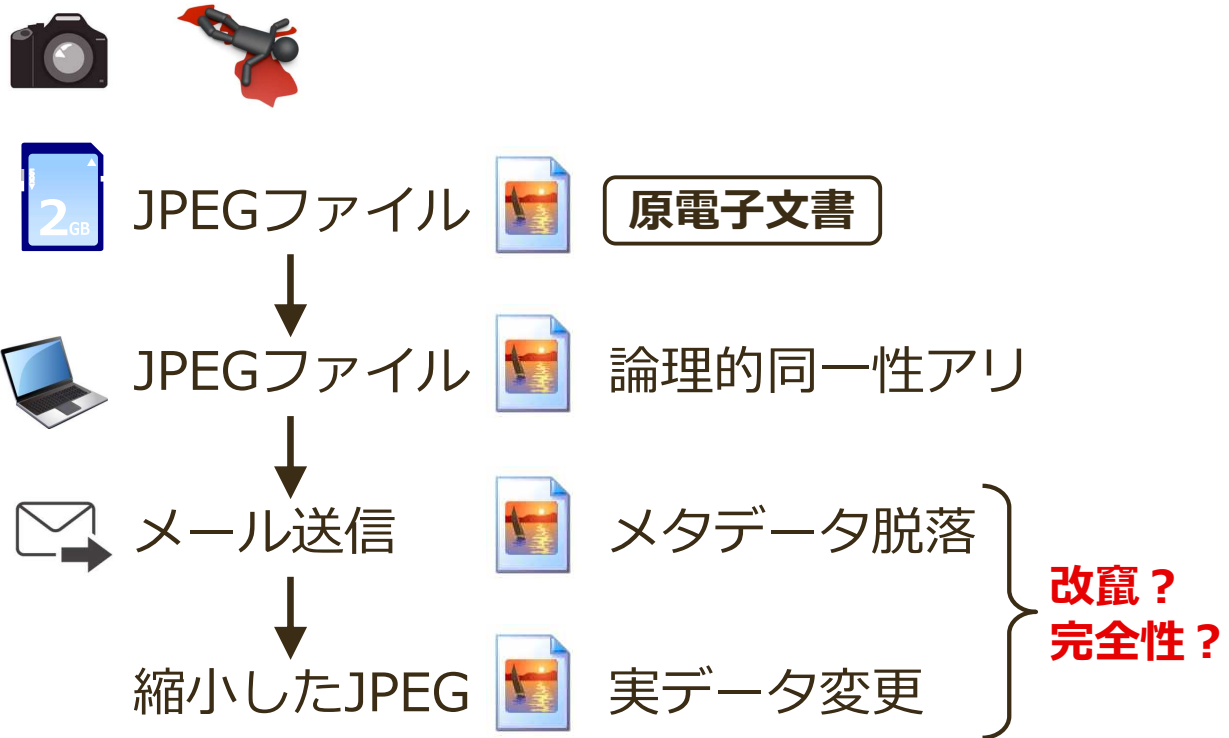
ところで、電子記録はその性質上改ざんしやすいものであるから、これを証拠資料として採用するためには、その記録が作成者本人によって作成され、かつ、作成後に改ざんされていないことを確認する必要がある。

(大阪高判平成21年5月15日判タ1313号271頁)

デジタル証拠については真正性だけでなく改竄(無形偽造)の有無、すなわち**完全性**も問題

38

## なにをもって「完全性」と判断するか？



39

## 論理的同一性と完全性

### 論理的同一性

デジタルデータが全く同じ (identical) であること

```

010001100110111    =    010001100110111
101110010011001    =    101110010011001
010001100110111    =    010001100110111
101110010011001    =    101110010011001
    
```

### 完全性

要証事実の立証との関係で支障が生じるような改竄・改変が生じていないこと (仮)

40

## デジタル証拠の証明力評価

### ① 完全性

改竄（無形偽造）がないこと

### ② データの解釈（復号化）

データの意味内容（テキスト、画像等）の確定

### ③ 真正性

有形偽造がないこと（＝形式的証明力）

### ④ 要証事実に対する推認力

データの意味内容と要証事実の関係

**完全性（非改竄）の判断は真正性の判断に先行する**

41

## 原本・原電子文書のまとめ

- 紙の文書の原本提出主義は、証明力を担保する手段
- 電子文書について「記録媒体の物理的同一性」を内容とする原本概念は不要
- これに相当するのは、完全性またはデジタルデータの論理的同一性
- 原本提出主義には行為規範の側面があった
- 原則として「原電子文書と完全に同一な複製」の提出を求めるのが妥当か
- 形式的証明力と完全性の概念の整理が必要

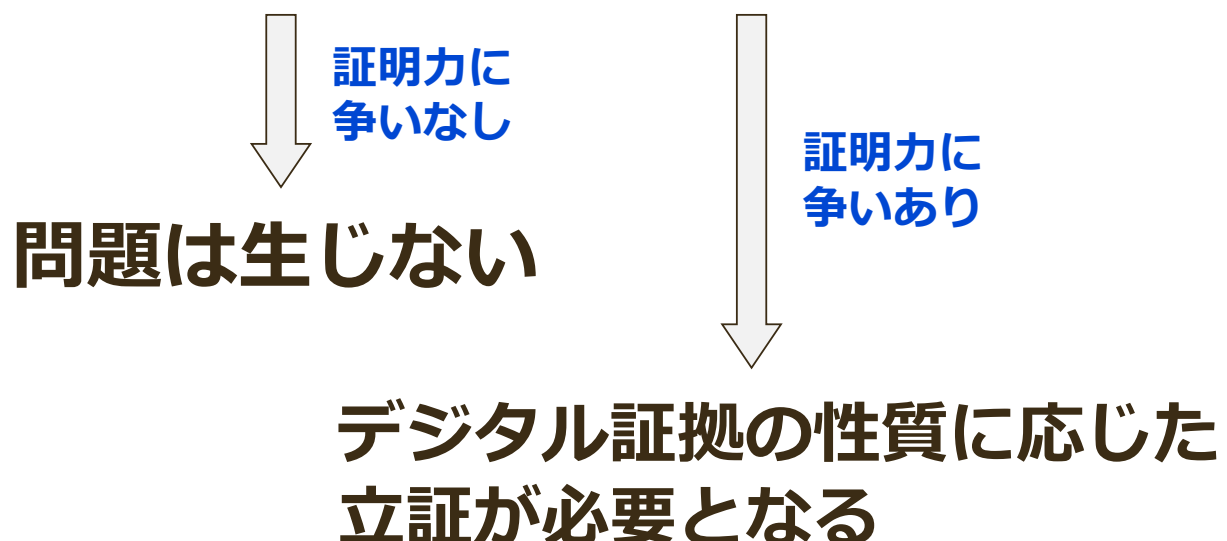
42

1. デジタル証拠と電子書証
2. 現行法における原本
3. 電子文書の〈原本〉と完全性
4. **証明力審査と真正の推定**

## 現行法のデジタル証拠の審理① 全体像

### プリントアウトを文書として提出

(記録媒体を提出することが適当な事例もある)



## 現行法のデジタル証拠の審理② 争いがある場合

デジタル証拠は改変・改竄が容易だが  
**(改変可能性)**、それだけでは証明力は  
否定されず、客観的証拠として重視される

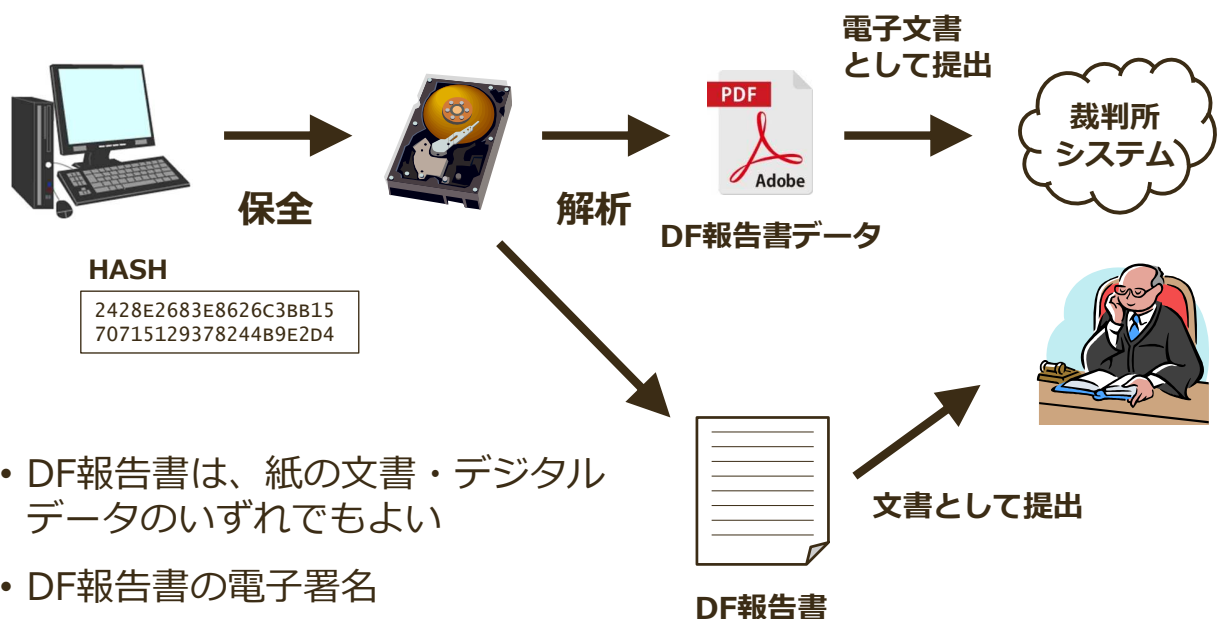


以下のような手法により弾効する必要

- ① **データ自体の開示・精査**  
例えば日付情報等のメタデータ
- ② **他の事実との整合性**
- ③ **デジタル・フォレンジックス**

45

## IT化後のデジタル・フォレンジック報告書



- DF報告書は、紙の文書・デジタルデータのいずれでもよい
- DF報告書の電子署名
- HASHで保全データの非改竄を担保 (DF報告書の実質的証明力)

46

## 電子署名法の推定規定

### 民事訴訟法（文書の成立）

**第228条** 文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。……

**4** 私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。

### 第2章 電磁的記録の真正な成立の推定

**第3条** 電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの……は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

- 電子署名法3条は電磁的記録を対象にした規定
- 立会人型電子契約サービスが対象になるか、何が推定されるのかについて混乱

47

## 電子文書の推定規定

### 紙とは異なるので、再度検討する必要あり

- **電子文書（準電子文書）の形式的証明力は、紙の文書ほど単純ではない**  
例：データベース、自動応答、IoT
- **推定の対象は、完全性か、成立の真正か？**
- **推定の範囲を明確に設定することは困難**
- **全面的に自由心証主義に委ねるか？**
- **特定認証業務による電子署名やタイムスタンプ<sup>①</sup>認証等の、限定的な範囲に絞るか？**

48





弁護士  
**吉峯 耕平**

平成17年第一東京弁護士会登録（修習58期）東京大学経済学部出身。会社法、金商法を中心とする企業法務全般、訴訟等の紛争解決業務。独禁法、下請法。刑事事件。医事法。証券訴訟における損害算定、デリバティブの時価算定が争点となる事案等、経済学的知見や統計分析の訴訟への応用を得意とする。第一東京弁護士会総合法律研究所IT法部会部会長。

**著書等**

- 「従業員が逮捕された場合には企業はどう対応すべきか」  
（Lexis企業法務2007.7）
- 「下請法コンプライアンス体制とその盲点」  
（BLJ2011.8）
- 「企業法務紛争における経済分析」 （BLJ 2013.10）
- 『病院・診療所経営の法律相談』（青林書院）
- 「消費税特別措置法」について企業が知っておくべきこと（前編・後編）」（企業実務2013.9,10）
- 「デジタル・フォレンジックの原理・実際と証拠評価のあり方」（季刊刑事弁護第77号）
- 「企業法務のFirst Aid Kit 問題発生時の初動対応」（レクシスネクシスジャパン）
- 『全国版 法律事務所ガイド2014 Vol.2』（商事法務）
- 「株式取得価格決定におけるマーケットモデルを用いた帰帰分析の具体的な方法論－レックス事件を題材に－」（商事法務2071号）
- 『デジタル証拠の法律実務Q&A』（日本加除出版）
- 「デジタル証拠で訴訟に負けないために」（BLJ2016.2）
- 「応招義務と「正当な事由」の判断基準の類型的検討」（日本医師会雑誌 第145巻第8号・共著）
- 「実践！ヘルステック法務 医療・ヘルスケアアプリの類型と法規制」（BLJ2018.1）

**連絡先**

yoshimine@tanabe-partners.com

<http://tanabe-partners.com/>

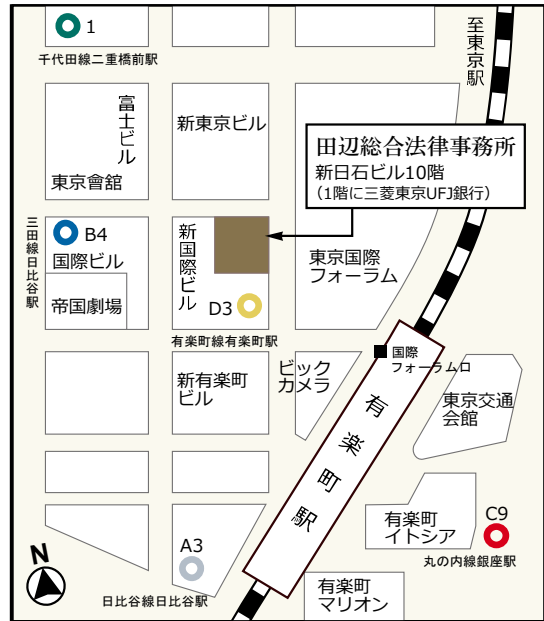
田辺総合法律事務所

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-2 新日石ビル10階

TEL:03-3214-3811 FAX:03-3214-3810

# 田辺総合法律事務所

TANABE & PARTNERS



- JR 有楽町駅（国際フォーラム口） 徒歩3分
- 東京駅（丸の内南口） 徒歩7分
- 有楽町線 有楽町駅（D3出口） 徒歩3分
- 三田線 日比谷駅（B4出口） 徒歩3分
- 日比谷線 日比谷駅（A3出口） 徒歩4分
- 千代田線 二重橋前駅（1出口） 徒歩5分
- 丸の内線 銀座駅（C9出口） 徒歩7分